

**第25期宝塚市農業委員会
令和8年(2026年)第6回議事録**

令和8年(2026年)6月22日

宝 塚 市 農 業 委 員 会

第25期 宝塚市農業委員会 令和8年第6回議事録

1. 日 時 令和8年(2026年)6月22日(月)14時00分～15時00分

2. 場 所 宝塚市役所4階 政策会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、13番田中宏明

5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 佐藤隆政、係長 木元富夫、事務職員 岡田優花里、岡村美佑

10. 議 題

1 議案第112号 非農地証明願の件

2 議案第113号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件

3 議案第114号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項
による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの
意見聴取の件

4 議案第115号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件

5 報告第125号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

6 報告第126号 農地法第5条第1項第6号の規定を準用する一時転用届出の件

第25期宝塚市農業委員会令和8年第6回総会

日時：令和8年6月22日

開会 午後2時00分

○林会長 第25期の令和8年第6回総会をこれより開催したいと思います。出席者過半数は成立しておりますので、第6回総会は成立いたします。本日の議事録署名人は、阪上会長代理と福本委員にお願いしたいと思います。それでは総会を始めます。事務局長から資本のご報告をお願いしたいと思います。

(諸般の報告)

○林会長 報告が終わりました。報告の関係で何かご意見ご質問等ございますか。特にないようですので、それでは議案審議に移りたいと思います。議案第112号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第112号 非農地証明願いの件。別紙の通り非農地証明願いがありましたのでご審議願います。願出人が(住所)、(氏名)さん。土地が大原字(地番)外1筆、地目は田。地積が2筆合計で523㎡です。所有者は願出人と同じです。農地でなくなった時期と現況ですが、2005年以前から店舗として利用とされておりまして、今回申請にあたり、地図が2005年のものしかなかったため、2005年と書かせていただいておりますが、ご存知の方もおられるかと思いますが、もっと昔から建っていたと聞いております。証明を必要とする理由は、登記地目変更のためです。その他といたしまして、2005年の国土地理院航空写真の添付がございました。申請地の外1筆ですが、(地番)、地目は田、237㎡です。以上です。

○林会長 地区委員のご意見をお伺いしたいと思います。

○福本委員 先ほど説明ありましたように、私でも2、30年前から店舗として使われておったんで、致し方ないと思います。

○林会長 本件に対しまして、農業委員、推進委員で何かご意見ご質問等ございますか。特にないようですので、採決いたします。議案第112号について証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。次に議案113号を議題といたします。事務局、説明願います。

○事務局 議案第113号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたのでご審議願います。当該案件は、令和8年4月総会で5条許可申請という形で営農型太陽光発電の支柱部分についてご審議いただきましたが、今回は太陽光パネルが設置されている空間部分の地上権の許可申請になっております。まず1件目申請人の方、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。申請地が大原野字(地番)、田、1981㎡。設定期間が3年間、令和8年5月26日から令

和 11 年 5 月 25 日までとなっております。目的としては営農型太陽光発電の設備の設置、権利の種類は地上権、その他としまして、農地法第 5 条許可が令和 8 年 5 月 26 日に出ており、営農型太陽光発電設備の設置に係る一時転用と同様に 3 年ごとに更新が必要な案件となっております。

続いて、2 件目、申請人が(住所)、(氏名)さん、譲渡人が(住所)、(氏名)さん。申請地が大原野字(地番)、地目は田、地積は 1785 m²です。設定期間は、令和 8 年 5 月 26 日から令和 11 年 5 月 25 日までの3年間。目的は営農型太陽光発電設備の設置、権利の種類が地上権です。その他としまして令和 8 年 5 月 26 日農地法第 5 条許可が出ており、営農型太陽光発電設備の設置に係る一時転用と同様に、3 年ごとに更新が必要となっております。以上です。

○林会長 地区委員のご意見をお伺いしたいと思います。1 件目、2 件目、船岡委員。

○船岡委員 特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、この件に関しまして何かご意見ご質問ございますか。平塚委員。

○平塚委員 3 年ごとに更新ってなっているんですけども、一番最初いつからできて、今回何回目の更新なのか、太陽光発電ということは、やっぱり耐用年数というか、償却の大きいメリットがあると思うんですけども、そういうのはどうなっているのか、ちょっと全然見えないので、その辺を教えていただきたいなと思っています。

○事務局 正式な日にちまではちょっと手元にないのでまたお調べしてお答えします。

○林会長 特にないようでしたら、採決いたします。議案 113 号について許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、許可することといたします。次に、議案 114 号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第 114 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項及び第 4 項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件。公益社団法人ひょうご農林機構(農地中間管理機構)から農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について意見を求められましたので、ご審議願います。

1 件目、貸主が(住所)、(氏名)さん。借主が(住所)、(氏名)さん。届出地が大原野字(地番)、外 3 筆、地目は田、地籍は 3869 m²(4 筆合計)です。令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日までの 10 年間で、利用権の種類としては使用貸借権です。その他としまして、本件によって大原野東部地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。申請地の外 3 筆ですが、大原野字(地番)、田、1035 m²、字(地番)、田、280 m²と(地番)、田、793 m²です。2 件目です。貸主が(住所)、(氏名)さん。借主が(住所)、(氏名)さんです。届出地は大原野字(地番)、外 2 筆の合計 3 筆で地目は田、地積は 3 筆合計で 4331 m²です。貸付期間も先ほどと同じく令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日の 10 年間で、こちらも使用貸借権のため、賃料は 0 円です。その他として、こちらも本件によって大原野東部地

区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。また、申請地の外 2 筆ですが、大原野字(地番)、田、1388 m²、字(地番)、田、2839 m²となっております。どちらの申請も更新の申請となっております、最初に申請いただいた時からまた 10 年経ち、10 年間の貸借の申請をいただいております。以上です。

○林会長 地区委員のご意見をお伺いしたいと思います。1、2 件目、船岡委員。

○船岡委員 更新ということで特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何かご意見ご質問ございますか。議案第 114 号については特に質問もございませんので採決いたします。議案第 114 号について、意見なしとすることに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので意見なしとすることといたします。次に議案第 115 号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第 115 号生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いの件、別紙のとおり生産緑地法第 10 条の規定による農業の主たる従事者の証明願いがありましたのでご審議願います。

申請者が(住所)、(氏名)さん。申請地が山本南(地番)、外 8 筆、地目は田、地籍が 9 筆合計で 4316.6 m²です。証明する従事者は(氏名)さん。申請理由は(個人情報)。申請地の外 8 筆ですが、山本南(地番)、田、472 m²。口谷東(地番)、畑、1004 m²。口谷西(地番)、畑、5.6 m²。口谷西(地番)、畑、969 m²。口谷西(地番)、畑、19 m²。口谷西(地番)、畑、82 m²。口谷西(地番)、畑、971 m²。口谷西(地番)、畑、10 m²となっております。以上です。

○林会長 地区委員のご意見をお伺いしたいと思います。阪上照一委員。

○阪上照一委員 特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何かご意見ご質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。議案第 115 号について証明することに、賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので証明することといたします。続いて報告事項に移りたいと思います。報告第 125 号を報告いたします。事務局説明願います。

○事務局 報告第 125 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件別紙のとおり、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

実は 1 件目の口谷東の案件が、受理書もお渡しをしているんですが、先週末に申請人の代理人の方から申請の取り下げをしたいとの申出がありました。今回、住宅用地として住宅を建てる計画にしていたのですが、計画の変更をしたいということで、雑種地にされるということで申し出がありまして、まだ取下願自体は出てきていないんですが、最終的に取り下げ願いを出されて、5 条の届出をもう一度出されるということでお話を伺っております。また出てくると思いますので、その時に報告を上げさせていただこうと思っております。

○事務局 届出者のうち、譲受人が(住所)、(氏名)さん、譲渡人が(住所)、(氏名)さん外 1 名です。届出地が中筋(地番)で地目は田、地籍が 565 m²で転用目的としては植木の資材置き場です。造成期間が令和 8 年 9 月 1 日から 20 日間。資材置き場ですので、建設期間はございません。権利の種類は所有権の移転で、その他といたしまして、水利組合、隣接農地の同意書の添付がございました。申請人のうち、譲渡人の外 1 名ですが、(住所)、(氏名)さん、こちら持分 2 分の 1 ずつとなっております。今回の申請人は、申請地の横の農地を植木屋として使っているということで、ポットの植木などを置かれる場所として使われるということです。以上です。

○林会長 地区委員のご意見をお伺いしたいと思います。1 件目は取り下げということで、また出てくるということです。そして 2 件目、阪上会長代理。

○阪上会長代理 問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何かご意見ございますか。ないようなので、報告第 126 号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第 126 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定を準用する一時転用届出の件。別紙のとおり農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定を準用する一時転用届出があったもののうち専決処分したものについて報告します。令和 7 年 10 月の総会の時に一時転用の届出という形で報告した案件ですが、今回延長したいということで、再度一時転用届出が出てきました。譲受人が(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。届出地が長尾町(地番)、地目が畑、地積が 211 m²、耕作者が(氏名)さんです。転用目的は迂回路。造成期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで。施設の概要はアスファルト舗装で面積は約 200 m²、権利の種類が賃借権です。その他としまして、近隣の住宅開発に伴う迂回路として利用される予定で、一時転用完了後は終了届を提出予定です。当初令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までが転用期間との届出がありましたので、延長という形になります。地図は 23 ページ、施設の概要は 24 ページ目でご確認をお願いいたします。

○林会長 地区委員のご意見をお伺いしたいと思います。金岡委員。

○金岡委員 西側の地震対策の工事が難航しているようですが、問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何かご意見ご質問ございますか。特にないようですので、以上で本日の議案 4 件、報告 2 件についての審議等は終了させていただきます。これをもちまして、令和 8 年第 6 回総会は閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6 番(会長) 林 五郎

2 番 福本 充宏

3 番 阪上 文代